

札幌市地域防災計画

【鉄道事故災害対策】

札幌市防災会議

平成17年7月作成

令和5年3月修正

目 次

| | |
|----------------------|----|
| 第1章 総則 | |
| 第1節 計画の目的 | 1 |
| 第2節 計画の適用範囲 | 1 |
| 1. 計画の適用範囲 | 1 |
| 2. 想定する事故 | 1 |
| 第3節 関係機関の役割 | 2 |
| 1. 札幌市 | 2 |
| 2. 防災関係機関 | 3 |
| 3. 市民 | 4 |
| 4. 鉄軌道事業者 | 4 |
| 第2章 災害予防計画 | |
| 第1節 施設の整備及び運行の管理 | 5 |
| 第2節 災害応急体制の整備 | 5 |
| 1. 災害時応急体制の確立 | 5 |
| 2. 情報連絡体制の確立 | 5 |
| 第3節 防災知識の普及及び防災訓練の実施 | 5 |
| 1. 職員に対する教育 | 5 |
| 2. 利用者等に対する防災知識の普及 | 5 |
| 3. 防災訓練の実施 | 5 |
| 第3章 災害応急対策計画 | |
| 第1節 応急活動体制 | 7 |
| 第2節 情報の収集・伝達 | 8 |
| 1. 情報連絡体制 | 8 |
| 2. 市民等への情報伝達 | 11 |
| 第3節 応援派遣要請 | 13 |
| 1. 自衛隊 | 13 |
| 2. その他機関 | 13 |
| 第4節 応急対策活動 | 15 |
| 1. 情報の共有化 | 15 |
| 2. 消火・救助 | 15 |
| 3. 応急医療救護 | 15 |
| 4. 遺体の処理・安置 | 15 |
| 5. 乗客の安全確保 | 15 |
| 6. 交通規制等 | 15 |
| 7. 流出危険物等への対応 | 16 |
| 8. 被災者家族等への対応 | 16 |
| 第5節 避難対策 | 17 |

| | |
|-------------|----|
| 1. 乗客の安全確保 | 17 |
| 2. 避難の指示 | 17 |
| 3. 警戒区域の設置 | 17 |
| 4. 避難誘導 | 18 |
| 5. 指定避難所の開設 | 18 |

第 1 章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき定めた札幌市地域防災計画事故災害対策編のうち、鉄道事故にかかる災害対策についてまとめたものである。

札幌市内において鉄道事故が発生した場合又は発生するおそれのある場合に、迅速かつ的確な対応を行うために防災関係機関等の体制と業務を定めることにより、市民の生命・身体・財産を守ることを目的とする。

第2節 計画の適用範囲

1. 計画の適用範囲

この計画は、札幌市内で発生する鉄道事故に適用する。

この計画における鉄道とは、鉄道事業法第2条における「鉄道事業」に供される鉄道及び軌道法第1条に定める「軌道」とする。

札幌市内では、次の事業者（以下「鉄軌道事業者」という。）が該当する。

- 北海道旅客鉄道株式会社（以下「JR北海道」という。）
- 日本貨物鉄道株式会社（以下「JR貨物」という。）
- 札幌市交通局（地下鉄、路面電車の保有整備）
- 一般財団法人 札幌市交通事業振興公社（路面電車の運行）

2. 想定する事故

この計画で想定する鉄道事故は、鉄道事業法第19条及び運輸安全委員会設置法第2条に定める列車又は車両の運転中における事故及び軌道において発生した車両の衝突又は火災その他の車両の運転中における事故であって、国土交通省令で定める重大な事故のうち、次のとおりとする。

JR北海道、JR貨物、札幌市営地下鉄、路面電車における次の事故により、多数の死傷者や市民生活等への影響が大きい事象が発生したとき又は発生するおそれのある場合

- (1) 車両の衝突・脱線・転覆・火災による人的被害の発生
- (2) 地下鉄トンネル内での火災の発生
- (3) 化成品積載車両からの危険物等の流出 等

第3節 関係機関の役割

鉄道事故にかかわる防災関係機関等の主な役割は、次のとおりとする。

1. 札幌市

| 名 称 | 主 な 役 割 |
|--------|--|
| 危機管理局 | <ol style="list-style-type: none">1. 本部の総括に関する事2. 災害情報及び被害状況のとりまとめ並びに報告に関する事3. 各部・各区本部との災害対策に係る連絡調整に関する事4. 自衛隊等の災害派遣要請依頼に関する事5. 防災関係機関との連絡調整（情報の収集、伝達等）に関する事 |
| 総務局 | <ol style="list-style-type: none">1. 災害情報等の総括と市民提供に関する事2. 報道機関に対する情報の提供に関する事3. 新聞・放送等による災害広報に関する事4. 災害に関する相談、苦情等の処理の総合調整に関する事 |
| 保健福祉局 | <ol style="list-style-type: none">1. 医療機関、医師会等の医療関係団体、民間医療関係企業等との連絡調整及び支援要請に関する事2. 医薬品、衛生資器材、血液等の調達等に関する事3. 医療救護班の編成及び配備計画に関する事 |
| 環境局 | <ol style="list-style-type: none">1. 災害廃棄物の処理計画に関する事2. 有害物質取扱施設等の被害状況把握に関する事3. 災害による大気汚染、水質汚染等の拡大防止対策に関する事 |
| 建設局 | <ol style="list-style-type: none">1. 道路の被害調査の総合調整に関する事2. 道路の応急対策の総合調整に関する事 |
| 下水道河川局 | <ol style="list-style-type: none">1. 河川の被害調査の総合調整に関する事2. 河川の応急対策の総合調整に関する事3. 処理場、ポンプ場及び管路施設の機能保持に関する事 |
| 水道局 | <ol style="list-style-type: none">1. 災害時における飲料水の供給に関する事2. 浄水施設及び送・配水施設の被害調査に関する事3. 水質の検査に関する事 |
| 消防局 | <ol style="list-style-type: none">1. 消火、救助、救急に関する事2. 警戒区域の設定に関する事3. 災害現場における緊急避難対策に関する事4. 危険物の除去及び処理に関する事5. 災害情報の収集及び報告に関する事6. 災害広報に関する事7. 火災原因調査に関する事 |

| | |
|-----|---|
| 区役所 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 区の区域における災害対策の総合調整に関すること 2. 災害に係る緊急避難の指示等に関すること 3. 防災関係機関との連絡調整（情報の収集、伝達等）に関すること 4. 災害情報等の収集及び伝達に関すること 5. 道路の通行の禁止又は制限に関すること 6. 区民、避難者への情報提供及び広聴に関すること 7. 遺体安置所の設置に関すること 8. 応急救護所の設置及び運営管理に関すること |
|-----|---|

※災害対策本部等が設置された場合の役割は、札幌市災害対策本部の組織及び運営に関する規程（平成10年3月訓令第2号）、同事務取扱要領によるものとする。その他、対策上必要とされる部局については、札幌市地域防災計画における責務を有する。

2. 防災関係機関

| 名 称 | 主 な 役 割 |
|---|--|
| 北海道運輸局 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 被害情報の収集、伝達及び報告に関すること 2. 原因調査に関すること 3. 鉄軌道施設、車両の安全対策推進に関すること |
| 陸上自衛隊第11旅団 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害派遣に関する救援活動に関すること （自衛隊法に基づく自主判断による出動含む） |
| 北海道警察本部 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 被害情報の収集に関すること 2. 交通規制、緊急車両の誘導に関すること 3. 被災者の救助、救護に関すること 4. 遺体の搬送、検視、検案に関すること 5. 災害現場の警戒活動に関すること 6. 住民等の避難誘導に関すること 7. 関係機関の行う災害応急対策及び復旧対策への援助に関すること |
| 北海道（石狩振興局） | <ol style="list-style-type: none"> 1. 自衛隊の災害派遣要請に関すること 2. 被害情報の収集、伝達及び報告に関すること 3. 防災関係機関との連絡調整、必要な支援に関すること |
| 河川管理者 （北海道開発局札幌開発建設部、空知総合振興局札幌建設管理部） | <ol style="list-style-type: none"> 1. 河川の被害調査に関すること 2. 水質の検査に関すること |
| 報道機関 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害情報等の放送に関すること 2. 防災に関する知識の普及に関すること |

3. 市民

| 名 称 | 主 な 役 割 |
|-----|---|
| 市民 | 1. 災害情報の通報に関すること 2. 自主避難に関すること 3. 要配慮者等の避難活動の支援に関すること 4. 避難場所収容時の自主運営に関すること 5. 避難訓練等、自主防災活動への参加に関すること |

4. 鉄軌道事業者

| 名 称 | 主 な 役 割 |
|--|--|
| 北海道旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 札幌市交通局 (一財)札幌市交通事業振興公社 | 1. 事故防止施設等の整備に関すること 2. 事故発生時の防災体制の確立に関すること 3. 情報の収集及び伝達に関すること 4. 消火、救助、救護に関すること 5. 化成品等への処置に関すること 6. 旅客等への広報及び避難に関すること 7. 被災者及び被災者家族等への対応に関すること 8. 報道機関への対応に関すること 9. 施設の復旧に関すること |

第2章 災害予防計画

第1節 施設の整備及び運行の管理

鉄軌道事業者は、橋梁、高架橋、ずい道、線路等の構造物については、定期的な点検及び補修を行い、人命の安全確保と輸送の安全を図る。

また、自動列車停止装置（ATS）、自動列車制御装置（ATC）、列車無線装置等の保安装置を装備することにより事故の未然防止に努める。

第2節 災害応急体制の整備

1. 災害時応急体制の確立

鉄軌道事業者は、職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、事故発生時の応急体制を整備するものとする

特に、事故発生直後における旅客の避難等のための体制の整備や、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努めるものとする。

2. 情報連絡体制の確立

札幌市、鉄軌道事業者及び防災関係機関は、事故発生時の連携が図れるよう相互の情報連絡体制の確立に努める。

第3節 防災知識の普及及び防災訓練の実施

1. 職員に対する教育

鉄軌道事業者、札幌市及び防災関係機関は、事故発生時に迅速かつ的確な対応をするために、乗務員及び保安要員等を対象として、事故対応に関する研修や講習会を開催し、マニュアル等における事務分掌、情報連絡、応急対策等について理解を深めるようにする。

2. 利用者等に対する防災知識の普及

鉄軌道事業者は、踏切における自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努めるものとする。

また、駅構内での危険防止に関する広報を行い、事故等の発生を未然に防ぐように努める。

3. 防災訓練の実施

鉄軌道事業者、札幌市及び防災関係機関は相互に連携して、列車火災、駅構内火災、事故等を想定した実践的な訓練を実施し、対応手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、必要な措置を講ずるものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

鉄道事故が発生した場合又は発生するおそれのある場合は、札幌市は次のような配備体制をとり、対策に必要な職員を動員する。配備基準は概ね次のとおりとするが、事故の程度や地域への影響度に応じて必要な配備体制をとる。

表1 鉄道事故における札幌市の配備体制

| 配備体制 | 配備基準 | 配備要員 | 活動内容 |
|---------------------------|----------------------------------|--|--|
| 警戒配備 | 鉄道事故により死傷者が発生した場合、又は発生するおそれがある場合 | 危機管理局 消防局 総務局 保健福祉局 ※環境局 ※建設局 ※水道局 区 | ①事故情報の収集 ②消火・救助・救急活動 ③応急医療救護 ④防災関係機関との連絡調整 ⑤環境保全対策 ⑥広報 ⑦本部体制への移行準備 |
| 緊急災害対策実施本部 | 鉄道事故により多数の死傷者が発生した場合 | 危機管理局 消防局 総務局 保健福祉局 ※環境局 ※建設局 ※下水道河川局 ※水道局 区 | 上記に加え ①避難対策 ②被害調査 ③その他の災害応急対策 |
| 災害対策本部 (第一配備～ 第三配備) | 鉄道事故により多数の死傷者が発生し、さらに拡大のおそれがあるとき | 概ね職員の1／ 3以上 | 上記に加え ①災害対策本部の設置 ②その他の災害応急対策 |

※配備要員の※印は化成品に係る事故が発生した場合

■警戒配備

通常の体制・事務に基づき本部を設置せずに必要な部局に連絡をとり対応する体制

■緊急災害対策実施本部

災害対策本部に準じて必要な部局を動員して対応にあたる体制

■災害対策本部

全庁的な対応を必要とする場合の体制

第2節 情報の収集・伝達

1. 情報連絡体制

鉄道事故が発生した場合、鉄軌道事業者又は発見者は、消防又は警察に通報する。通報を受けた者は、札幌市及び必要な関係機関に事故災害発生連絡及び各種要請等を行う。

また、鉄軌道事業者は、北海道運輸局に事故発生について報告する。

なお、事故発生時の通報・連絡事項は、以下のとおりとし、第一報で不明な事項は、判明次第連絡する。

■事故発生時の通報・連絡事項

- ① 事故の種類
- ② 事故発生の時刻、場所
- ③ 死傷者数
- ④ 乗客数
- ⑤ 火災の有無
- ⑥ 化成品の種類、量、被害状況
- ⑦ その他必要な事項

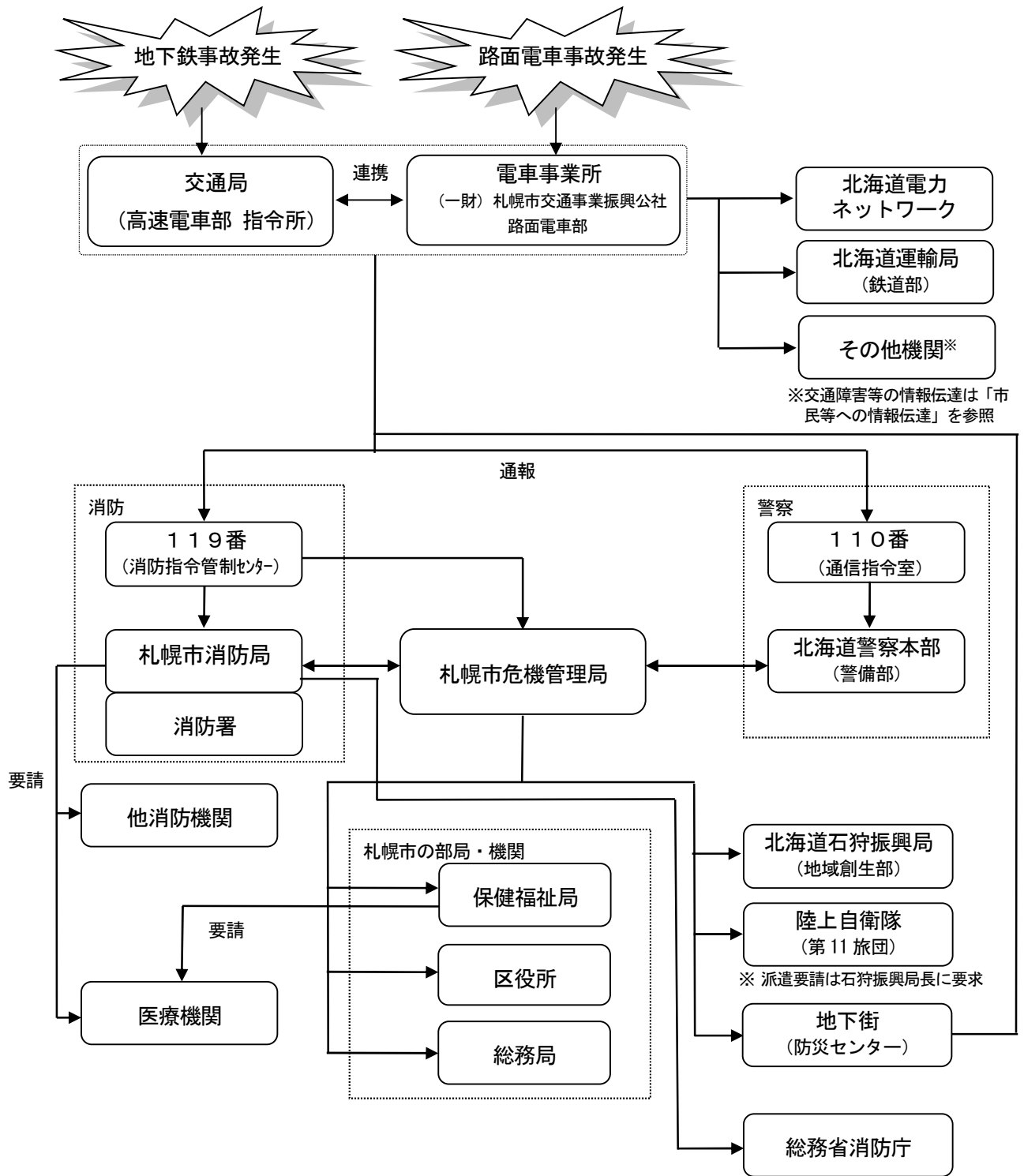


図 1 地下鉄・路面電車の事故の情報連絡系統

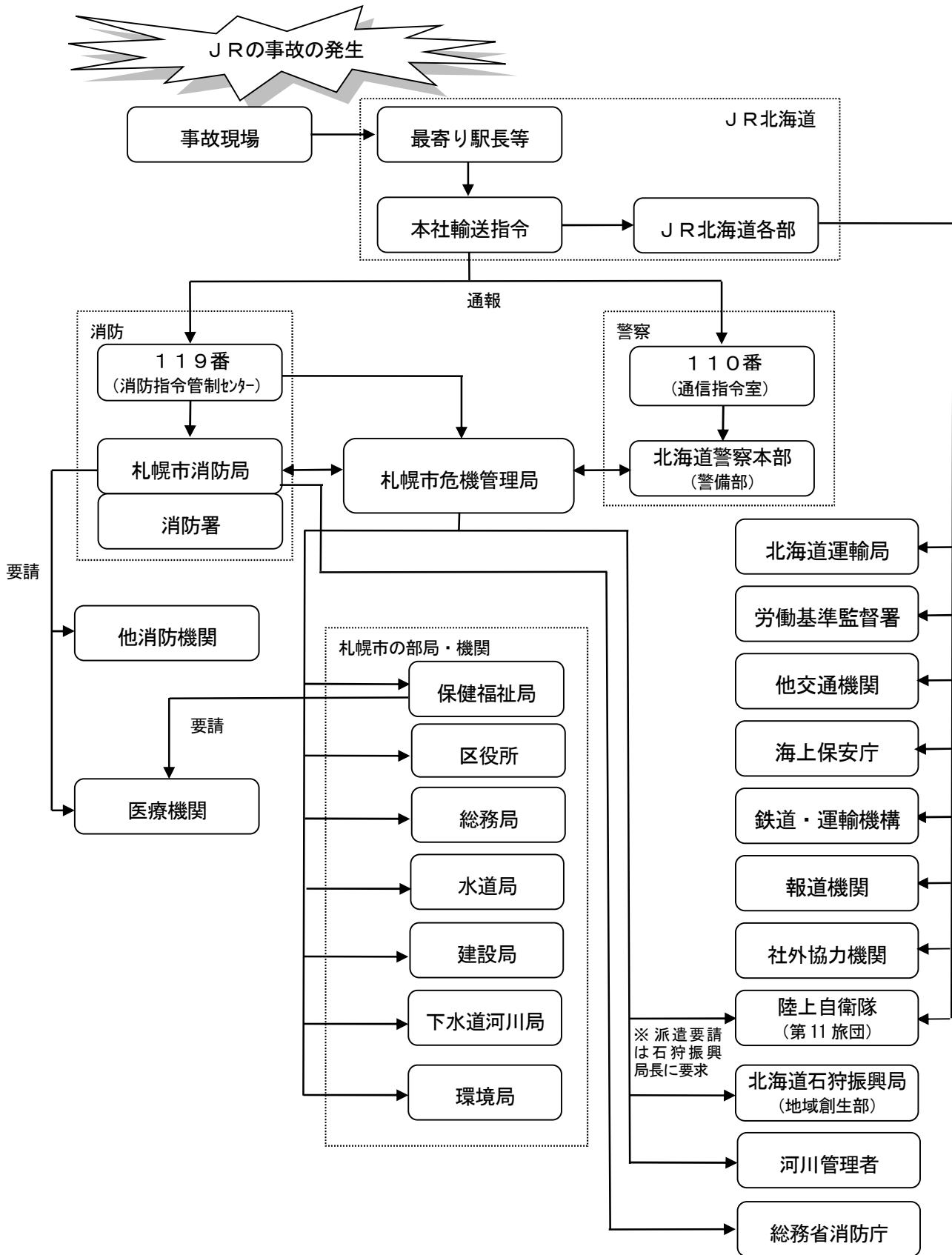


図 2 JRの事故の情報連絡系統

2. 市民等への情報伝達

(1) 地下鉄・路面電車の事故情報等

札幌市交通局及び（一財）札幌市交通事業振興公社は、事故が発生した場合、運行状況等をFAX、ホームページ、さっぽろえきバス Navi、札幌市電 Navi 等を活用して市民等及び関係機関等に連絡する。

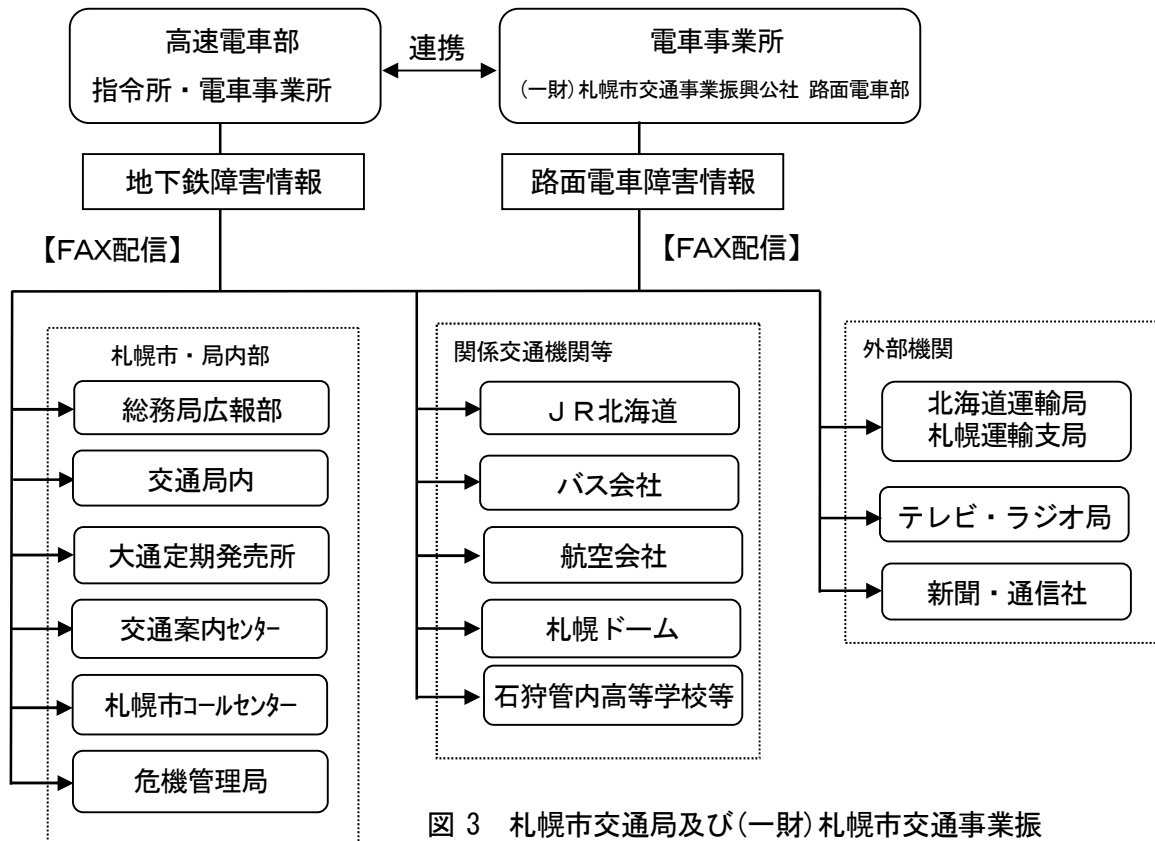


図 3 札幌市交通局及び（一財）札幌市交通事業振興公社の交通情報等の伝達経路

(2) J Rの事故情報等

J R北海道は、事故が発生した場合、運行状況等をホームページ、報道発表、メール等を活用して市民等及び関係機関等に連絡する。

■ J R北海道ホームページによる列車運行情報

- Kitaca エリア内の各駅を発着する列車の5分以上の列車遅延情報または運休情報を知らせる。
- Kitaca エリアの範囲
 - ・札幌近郊(札幌～新千歳空港、苫小牧、小樽、岩見沢、北海道医療大学)

(3) 避難情報等

化成品の漏洩等や車両火災等により周辺地域に影響が及ぶおそれがある場合は、鉄軌道事業者及び札幌市は、広報車、テレビ、ラジオ、コミュニティFM局により市民等に避難及び注意喚起等の情報を伝達する。

また、学校、病院、福祉施設等へは、電話、FAX等により伝達する。

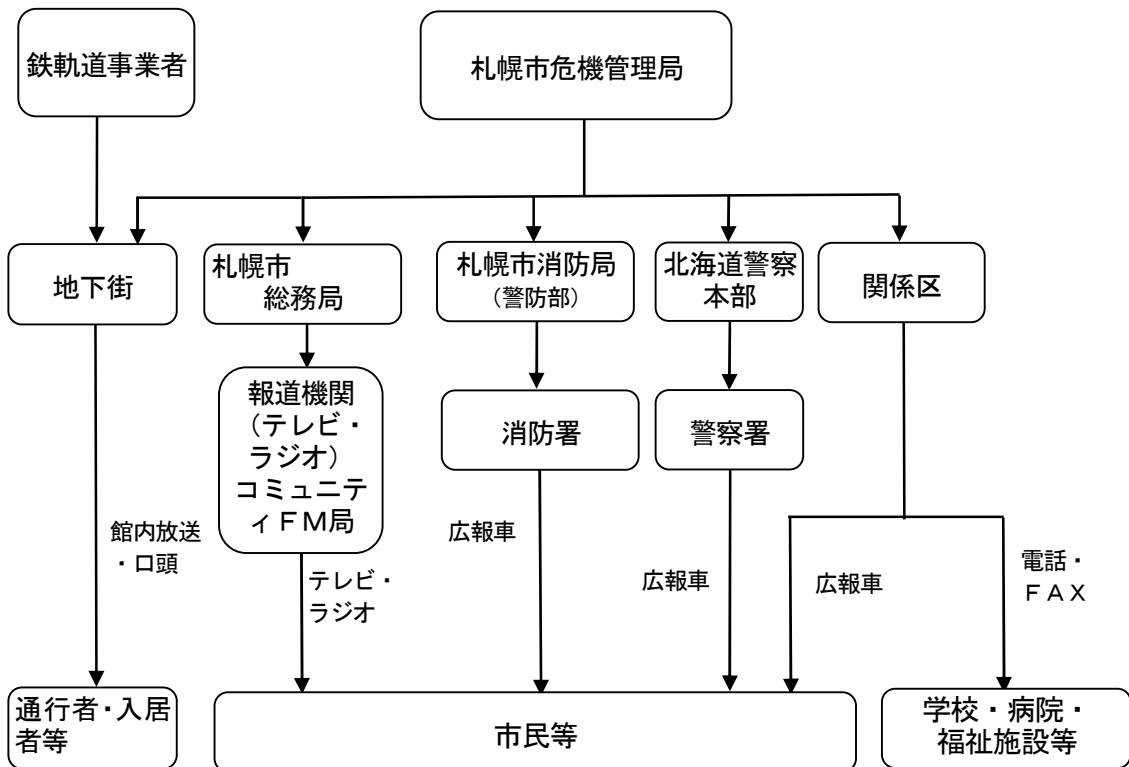


図 3 避難等が必要な場合の市民等への情報伝達経路

■市民等への情報伝達事項

- | | |
|------------|--------------|
| ① 事故の発生状況 | ② 市民等のとるべき措置 |
| ③ 避難の指示 | ④ 避難経路、避難場所 |
| ⑤ 避難時の注意事項 | ⑥ その他必要な状況 |

第3節 応援派遣要請

消火、救助、危険物の除去等の活動において、札幌市だけでは対応が困難な場合は、災害対策基本法及び応援協定等にもとづき防災関係機関等に応援を要請する。

1. 自衛隊

市長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認められるときは、知事（石狩振興局長）に対して要請事項を明らかにした文書をもって依頼する。ただし、緊急を要する場合は、電話、無線で依頼し後日文書を送付する。

また、緊急避難、人命救助が急迫し、知事（石狩振興局長）に依頼するいとまがないと認められるときは、直接指定部隊等の長に通知し、事後、所定の手続きを行う。

■自衛隊派遣要請事項

| |
|-------------------------|
| ① 災害の状況及び派遣を要請する事由 |
| ② 派遣を希望する期間 |
| ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 |
| ④ 派遣部隊が展開できる場所 |
| ⑤ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項 |

2. その他機関

市長は、関係法令、応援協定に基づき必要とする関係機関に応援を要請する。

表 2 主な協定等

| 協定等の名称 | 要請先・締結先 | 協定の概要内容 |
|----------------------------|---------------------------|--|
| 緊急消防援助隊 | 知事 | 全国の緊急消防援助隊の出動 |
| 北海道広域消防相互応援協定 | 北海道内各消防本部 | ●陸上応援：消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊（情報収集・伝達、広報等の活動を行う隊）による応援活動 ●航空応援：ヘリコプターによる応援活動 |
| 大都市災害時相互応援に関する協定 | 東京都、政令指定都市 | 食糧・飲料水・物資、資機材、車両等の供給、応急復旧要員の派遣 |
| 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定 | 北海道、北海道内市町村 | 食糧、飲料水及び生活必需物資並びに供給に必要な資機材の提供とあわせ |
| 大規模災害時における傷病者の搬送業務に関する協定 | （株）札幌民間救急サービス、札幌寝台自動車（株）、 | 大規模災害等により発生した多数の傷病者のうち、軽傷者搬送支援 |

| | | |
|--|---|---|
| 防災管理体制に関する協定 | 地下鉄各駅と地下通路で連結する接続ビル等 | 地下鉄（南北・東西・東豊線）の各駅と地下通路で連結されている関係ビル等と災害時における市民の安全確保に関する相互支援 |
| 札幌圏防災関係機関連絡会（平成7年7月21日設置） ○災害活動の連携に関する協議結果（平成8年11月策定） | 【札幌圏】札幌市、小樽市、江別市、北広島市、石狩市、当別町の5市1町 【関係機関】陸上自衛隊北部方面隊、第一管区海上保安本部、北海道、北海道警察本部 | 1 消火・救助・救急等の連携活動に関する事項 2 災害時における情報の収集伝達に関する事項 3 緊急物資の調達等に関する事項 4 ヘリコプターの効率的運用に関する事項 5 その他災害対策に関する事項 |
| 災害時の医療救護活動に関する協定書 | (一社)札幌市医師会 (一社)札幌市歯科医師会 (一社)札幌市薬剤師会 | 医師、歯科医師、看護師、歯科衛生士、薬剤師の派遣 |

第4節 応急対策活動

1. 情報の共有化

札幌市、鉄軌道事業者及び防災関係機関は、的確な応急対策を実施するため情報の共有化を図る。

2. 消火・救助

鉄軌道事業者は、事故により消火及び救助の必要がある場合、消防等の到着までの間、列車乗務員、駅係員等により可能な限り救助と初期消火に努める。

消防は、警察等と連携して、消火活動、被災した乗客等の救助活動、行方不明者の捜索を実施する。また、消防部隊が不足する場合は、北海道広域消防相互応援協定等に基づく応援や緊急消防援助隊の要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

3. 応急医療救護

救助された傷病者は、救急車両等によって災害時基幹病院等医療機関に搬送する。

傷病者が多数発生した場合は、札幌市医師会、医療機関に要請して事故現場の近くに救護所を設置し、トリアージ及び軽症者の応急措置を行う。

4. 遺体の処理・安置

遺体は、警察による検視及び医師による検案ののち、身元が確認された場合は、遺族等に引き渡す。身元が不明な遺体は、遺体の衣服、身体の特徴、所持品などを記録・保管し、広報などによって身元の捜索を行う。

なお、多数の遺体が発生した場合は、公共施設等に安置所を開設して対応にあたる。

5. 乗客の安全確保

乗客等の避難は、対向列車等の進行や架線等に注意し、列車の乗務員、駅係員等により安全な場所に誘導して行う。

区役所は、多数の乗客の一時収容のために収容（避難）施設開設について、鉄軌道事業者から要請あるいは必要があると認めた場合は、指定避難場所を開設する。

6. 交通規制等

警察は、被害の拡大防止及び周辺交通の混乱を防止するために、事故現場及び警戒区域の迂回路の設定、交通誘導等の交通規制を行う。

また、関係機関は、危険物等積載車両の事故による道路への危険物等の漏洩や道路構造物等の破壊があった場合は、道路管理者に通報し対応措置を要請する。

7. 流出危険物等への対応

JR北海道は、化成品輸送車両の事故が発生した場合は、化成品の漏洩防止や回収を行う。
化成品が周囲に漏洩し、河川等へ流出した場合は、その情報を入手した札幌市水道局、札幌市下水道河川局及び河川管理者等の関係機関は、被害の拡大防止を行う。

また、札幌市環境局は、危険物等や煙による大気、水質に関する環境調査等を行う。

8. 被災者家族等への対応

鉄軌道事業者は、被災者家族等からの問い合わせに対応する体制をとるとともに、事故の状況や搬送先の医療機関等、被災者の家族に役立つ情報を提供する。

■被災者家族等への伝達事項

- | | |
|-----------------|-----------|
| ① 事故災害の発生状況 | ② 安否情報 |
| ③ 傷病者が搬送された医療機関 | ④ 応急対策の状況 |
| ⑤ その他必要な情報 | |

第5節 避難対策

1. 乗客の安全確保

乗客等の避難は、対向列車等の進行や架線等に注意し、列車の乗務員、駅係員等により安全な場所に誘導する。

区役所は、多数の乗客の一時収容のために収容（避難）施設開設について、鉄軌道事業者から要請あるいは必要があると認めた場合は、指定避難所を開設する。

2. 避難の指示

市長は、化成品の漏洩や列車火災による煙の拡散等により、地下街や周辺のビル、周辺地域へ危険が及ぶおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、緊急を要すると認めるときは避難のための立退きを指示する。その他、警察官、自衛官は、法令等の定めにより避難を指示する。

表 3 避難の指示の発令権者及び要件

| 発令権者 | 指示を行う要件 | 根拠法令 |
|-------------------|---|----------------------------|
| 市長 | ○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき | 災害対策基本法第60条 |
| 知事 | ○災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき | 災害対策基本法第60条 |
| 警察官 | ○市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき ○市長から要求があったとき ○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき | 災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条 |
| 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 | ○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき | 自衛隊法第94条 |

3. 警戒区域の設置

市長は、災害対策基本法第 63 条に基づき、災害が発生し又は災害の拡大や二次災害の発生のおそれのある場合において、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し又は退去を命ずることができる。

消防は、消防法第 28 条に基づき火災現場等に消防警戒区域を設定し、同様の措置をとる。この場合、警察官に要請して協力して警戒にあたる。

4. 避難誘導

避難の指示は、区役所等の広報車にて行う。道路の交差点等においては、警察官、消防職・団員等が安全な方向へ誘導する。

5. 指定避難所の開設

区役所は、指定避難所を必要に応じて開設し、市職員を配置するとともに避難者の収容を行う。

また、必要に応じて食糧や生活物資の供給等の支援を行う。